

春日井市市民活動支援センター条例

平成19年 3 月20日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、春日井市市民活動支援センターの設置及び管理（指定管理者（同条第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に係るものを含む。について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民活動」とは、営利を目的とせず、市民が自発的に行う公益性を有する活動であって、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

(設置)

第3条 市民活動を行うものの活動を支援し市民との協働によるまちづくりを推進するとともに、市民相互のふれあい及び市民の教養文化の向上を図るため、春日井市市民活動支援センター（以下「市民活動支援センター」という。）を春日井市春見町3番地に置く。

(利用時間等)

第4条 市民活動支援センターの利用時間及び休館日は、規則で定める。

(事業)

第5条 市民活動支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 市民活動に関する相談に関すること。
- (3) 市民活動に関する講座、研修会等の開催に関すること。
- (4) 市民活動を行うもの相互の間及び市民活動を行うものと市民活動を行おうとする者の交流に関すること。
- (5) 市民活動を行うものと関係機関との連携及び調整に関すること。
- (6) その他市民活動を推進するため市長が必要と認めること。

(指定管理者が行う管理の業務等)

第5条の2 市長は、次に掲げる範囲の管理の業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 前条に定める事業の実施に関する業務
- (2) 第6条に定める登録団体の認定等に関する業務
- (3) 第7条及び第8条に定める集会室の利用の許可等に関する業務
- (4) 第9条第1項に定める使用料又は第9条の2第1項に定める利用料金の収受等に関する業務
- (5) 市民活動支援センターの点検整備、運転監視、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあつては、当該業務を行わないものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条の3 指定管理者は、第11条の規定により承認をしようとするときは、あ

あらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

- 2 指定管理者は、市民活動支援センターが毀損され、又は滅失されたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。
- 3 管理の業務に関する経理については、管理の業務以外の業務に関する経理と区分して整理しなければならない。この場合において、管理の業務と管理の業務以外の業務の双方に関連する費用については、適正にそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。
- 4 指定管理者は、管理の業務に関する図書で規則で定めるものを備え付け、これを指定の期間中保存しなければならない。
- 5 指定管理者は、管理の業務を一括して他の者に委任してはならない。
- 6 地震その他の天災が発生した場合その他緊急の場合の管理の業務は、市長の指示に従い、これを行わなければならない。
- 7 前各項に掲げるもののほか、管理の基準について必要な事項は、規則で定める。

（指定管理者の指定の手続等）

第5条の4 指定管理者の指定の手続等については、春日井市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年春日井市条例第28号。第11条の3において「指定管理者条例」という。）によるものとする。

（登録団体）

第6条 市長（第5条の2第1項の規定により指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。第9条第2項、第9条の2、第11条の3及び第13条を除き以下同じ。は、市民活動を行うことを目的として設立された団体で、まちづくりに寄与すると認めるものを規則で定めるところにより登録団体として認定する。

（集会室の利用）

第7条 市民活動支援センターのうち別表に掲げる集会室（以下「集会室」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

い。集会室の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、市民活動支援センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（利用の不許可）

第8条 集会室を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その利用を許可しないことができる。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2） 市民活動支援センターの施設及びその附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

（3） 市民活動支援センターの管理上支障があると認めるとき。

（4） その他市長が適当でないと認めるとき。

（使用料）

第9条 利用者は、別表に定める使用料を利用の許可を受けたときに納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他の理由により特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

3 納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（1） 第10条第3号の規定により市長が集会室の利用の許可を取り消し、又は中止を命じたとき。

（2） 災害その他利用者の責めに帰さない理由により集会室を利用できなくなったとき。

（3） 利用者が第7条第1項の許可を受けた利用開始時刻までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出たとき。

（利用料金）

第9条の2 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額を、その利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）とし、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 市長は、前項の規定により利用料金を指定管理者の収入としたときは、その減免及び還付についてこの条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、指定管理者に行わせることができる。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させたときは、これを公示しなければならない。

（許可の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

（1） 利用者が第12条の規定に違反したとき。

（2） 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

（3） 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

（特別の設備等）

第11条 利用者が集会室の利用に際し、特別の設備をし、集会室に変更を加え、又は備付けの設備以外の器具を使用しようとするときは、集会室の利用の申請と同時にその旨を申請して市長の承認を受けなければならない。

（利用者の原状回復義務）

第11条の2 利用者は、集会室の利用を終えたとき又は利用の許可を取り消されたとき若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに集会室等を原状に復さなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を当該利用者から徴収する。

（指定管理者の原状回復義務）

第11条の3 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定管理者条例第10条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに市民活動支援センターを原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、これに要した費用を指定管理者から徴収する。

(市民活動支援センターを利用する者の義務)

第12条 市民活動支援センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により市民活動支援センターの施設、設備等を毀損し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(入館者の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民活動支援センターへの入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 感染症にかかっている者

(2) 危険な物品を携帯し、又は動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められ

(4) 市民活動支援センターを毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(5) 市民活動支援センターの管理上支障があると認められる者

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、市民活動支援センターの管理について必

要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月3日から施行する。

附 則（平成23年条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）次項の規定 公布の日

（2）附則第3項の規定 令和8年10月1日

（3）第1条の改正規定、第5条の次に3条を加える改正規定、第6条の改正規定、第9条の次に1条を加える改正規定及び第11条の次に2条を加える改正規定（第11条の3に係る部分に限る。） 令和9年4月1日

（準備行為）

- 2 改正後の春日井市市民活動支援センター条例（以下「新条例」という。）の規定中指定管理者の指定の手續等の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 新条例の規定中利用の許可、使用料の納付その他春日井市市民活動支援センターを利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 4 新条例別表の規定は、令和9年1月1日以後の利用の許可を受ける者に係るものについて適用し、同日前に利用の許可を受ける者に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第7条、第9条関係）

区分	金額		
	午前	午後	夜間
第1集会室	円 4,100	円 5,500	円 5,500
第2集会室	2,000	2,700	2,700
第3集会室	2,000	2,700	2,700
第4集会室（和室）	1,600	2,100	2,100
第5集会室	1,600	2,100	2,100
第6集会室	2,000	2,600	2,600

備考

- この表中「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 特別の設備又は器具を設けて電力を使用するときは、別に市長が定める実費当額を徴収する。
- 営利を目的とする場合の使用料の額は、表に定める金額に3を乗じて得た金額とする。
- 市内に在住、在勤又は在学しない者（第6条の規定により登録団体として認定された団体の構成員を除く。）が使用する場合の使用料の額は、表に定める金額に2を乗じて得た金額とする。ただし、前項の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りでない。